

【郵送による住民票の写し等の請求方法について】

住民票の写し等の交付は住民登録地の市区町村役場へ郵送で申請することができます。郵送での請求には往復の配達日数と役場での処理日数が必要になります。お急ぎの方は速達をご利用ください。

● 下記にある①～④を同封のうえ、ご請求ください。なお、⑤及び⑥につきましては請求される方によって必要になる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

① 交付申請書（前ページにある用紙）

② 交付手数料（1通 200円）

※ 郵便局が発行している定額小為替（未記入）でお支払いください。

③ 返信用封筒（返信先の記入及び切手が貼付されているもの）

※ 返信先は必ず申請者本人宛で現住所（住民登録している所）にしてください。

④ 本人確認書類（運転免許証など（以下の表を参照））

⑤ 委任状（必ず委任される方が記入して下さい。）

※ 本人または同世帯員以外の方（別世帯の親族の方も含む）は、原則として委任状が必要になります。

⑥ 使用目的を具体的に記入して下さい。

※ 請求理由を裏付ける書類等。

● 請求先

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町大字高野山636番地

高野町役場 住民健康課 住民窓口係

TEL0736-56-5600（直通）

住所地が東富貴・西富貴・上筒香・中筒香・下筒香の場合

〒648-0401

和歌山県伊都郡高野町大字西富貴45番地

高野町役場 富貴支所

TEL0736-53-2301

※本人確認書類（例）

第1号内の1点、若しくは第2号（イ）と（ロ）からそれぞれ1点ずつまたは（イ）から2点必要

国または地方公共団体の機関が発行している顔写真を添付した住所等の記載がある本人確認書類（1点）

第1号	運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート、身体障害者手帳、宅地建物取引主任者証、小型船舶操縦免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、電気工事士免状、宅地建物取引主任者証、教習資格認定証、船員手帳、戦傷病者手帳、無線従事者免許証、猟銃・空気銃所持許可証、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書 etc.
国または地方公共団体の機関等が発行している <u>住所等の記載がある本人確認書類（2点）</u>	
第2号 （イ）	写真なし住民基本台帳カード、国民健康保険・健康保険・介護保険・船員保険の被保険者証、共済組合員証、後期高齢医療保険証、国民年金手帳、印鑑登録証明書（登録印鑑も必要） etc.
第2号 （ロ）	学生証、法人が発行した身分証明書（国または地方公共団体の機関が発行したものを除く）、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（第1号に掲げる書類を除く）で写真を貼付したもの etc.

※本人確認書類は「氏名及び住所」または「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。